

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
1 広聴広報課 生活支援課 希望ヶ丘学園 生活衛生課	1 支出事務について (1) 支出一般 ア 見積書や納品書を受領せず支出命令をしているものがあつた。 見積書や納品書は、支出の根拠となる重要な証拠書類であり、郡山市財務規則第55条第1項の規定に基づき、支出権者は、支出命令の際に照合すべきものであるが、受領せず支出命令をしているものがあつた。	措置 (完了)	(広聴広報課) 支出の根拠となる見積書及び納品書の受領については、財務規則の規定に基づき、適正に処理しました。 (生活支援課) 支出の根拠となる添付資料については、財務規則に規定する事務処理に従い適正に処理しました。 今後は、再発を防止するため複数名により関係書類の照合・確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。 (希望ヶ丘学園) 支出の根拠となる添付資料については、財務規則に規定する事務処理に従い適正に処理しました。 今後は、再発を防止するため複数名により関係書類の照合・確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。 (生活衛生課) 支出の根拠となる添付資料については、財務規則に規定する事務処理に従い適正に処理しました。 今後は、再発を防止するため複数名により関係書類の照合・確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。 平成31年2月27日措置通知 市長
2 生活衛生課	イ 誤った件数及び金額の請求書により支出命令をしているものがあつた。 委託料の支出において、支出権者は、受注者から提出された完了届、請求書等に基づいて金額等を調査し、適正であると認めるときは支出の命令を発しなければならないが、件数及び金額が誤っている請求書で支出命令をしているものがあつた。	措置 (完了)	誤った件数及び金額の請求書を受領し、支出命令をしているものについては、速やかに正しい件数及び金額の請求書を受領し、支出命令を行いました。 今後は、再発を防止するため複数名により関係書類の照合・確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。 平成31年2月27日措置通知 市長
3 政策開発課	(2) 賃金支出事務 臨時職員の賃金支出に誤りがあつた。 支出権者は、郡山市財務規則第55条第1項の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、賃金を誤支給しているものがあつた。 ア 欠勤した日を出勤とし、基本賃金及び通勤手当を過支給しているもの	措置 (完了)	臨時職員賃金の過支給分につきましては、速やかに戻し入れを行いました。 今後においては、複数の職員による確認を徹底し、賃金支給に誤りがないよう適正な事務処理に努めてまいります。 平成31年2月27日措置通知 市長
4 総務課	イ 通勤手当額の確認を誤り、通勤手当を過支給しているもの	措置 (完了)	臨時職員賃金の過支給につきましては、速やかに戻入処理をしました。 今後は、再発を防止するため複数名により関係書類の照合・確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。 平成31年2月27日措置通知 市長
5 生活衛生課	ウ 出勤した日を年次有給休暇取得日とし、通勤手当が支給不足となっているもの	措置 (完了)	臨時職員の賃金の支給不足につきましては、速やかに追給処理をしました。 今後は、再発を防止するため複数名により関係書類の照合・確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。 平成31年2月27日措置通知 市長

平成30年度 第1回定期監査（平成30年7月20日報告）

【指摘事項】

対象部局：政策開発部、保健福祉部、議会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
6 障がい福祉課	(3) 講師謝礼支出事務 講師謝礼支出に誤りがあった。 支出権者は、郡山市財務規則第55条第1項の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、講師謝礼の額を誤って支出しているものがあった。	措置 (完了)	講師謝礼の支給誤りについて、速やかに金額を訂正し、支給不足分を追給処理をしました。 今後は、再発を防止するため複数名により関係書類の照合・確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。 平成31年2月27日措置通知 市長
7 放射線健康管理課	2 契約事務について (1) 入札事務 契約権者が入札参加者の資格確認をしていないものがあった。 契約権者は、郡山市契約規則第23条第1項の規定に基づき、一般競争入札を行おうとするときは、入札に参加する者の資格の有無を確認しなければならないが、契約権者以外の決裁で事務処理をしているものがあった。	措置 (完了)	指摘があった以降の契約においては、契約事務を行う際に、事務決裁規程に基づく決裁区分を確認し、適正な事務処理に努めております。 平成31年2月27日措置通知 市長
8 放射線健康管理課	(2) 物品調達事務 物品購入のために必要な措置の請求を行わず、物品を調達しているものがあった。 物品購入の必要があるときは、郡山市財産規則第53条第1項の規定に基づき、予算執行伺書を契約権者に送付し、当該物品の購入のため必要な措置を請求しなければならないが、これを行わず、自所属で物品売買契約を締結し物品を調達しているものがあった。	措置 (完了)	指摘があった以降の契約においては、契約事務を行う際に、事務決裁規程に基づく決裁区分を確認し、適正な事務処理に努めております。 平成31年2月27日措置通知 市長